

障 がい（児） 者 福 祉

障がい（児）者施策は「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を重視して、着実に進められているところです。今後は障がい（児）者の社会参加・参画をより実質的なものにするために、社会参加を制約している諸要因を除去することと、障がい（児）者自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援することが求められています。

平成14年度から、精神障がい者について、従来、県が行ってきた業務のうち、通院医療費公費負担制度や精神障害者保健福祉手帳の申請窓口、福祉サービスの利用に関すること等が市町村へ移管されました。

また、平成18年4月からは障害者自立支援法が一部施行され、サービス利用にかかる利用者負担が原則1割となりました。10月からは新しい体系によるサービスが開始され、全ての障がい（身体・知的・精神）を一元化し、共通したサービスが受けられるようになりました。相談支援事業、コミュニケーション支援事業を始めとする地域生活支援事業は市が責任を持ち、実施しています。施設の新体系への移行も平成23年度までに完了しました。さらに、平成22年12月には障害者自立支援法が改正され、利用者負担を原則として応能負担にする、発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを法文上明記するといった改正が行われました。

一方、平成23年8月には、障害者権利条約の批准に必要な法整備の一環として障害者基本法が改正されました。障がい者の定義が見直されたほか、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する「共生社会」の実現が目的に掲げられました。

平成25年4月から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称「障害者総合支援法」）が一部施行され、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの対象とすることになりました。平成26年4月には障害程度区分が障害支援区分に改められ、重度訪問介護の対象者が拡大され、共同生活介護が共同生活援助に一元化されました。

平成28年4月には、国・地方公共団体や事業所等に不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求め、障害を理由とする差別の解消を推進するために、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）が施行されました。

本市では、令和2年4月に、手話が言語であることと手話を使うろう者への理解を進めるために、大府市手話言語条例を施行し、令和4年3月には、障がい者のコミュニケーションを支援するために、大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を施行しました。

<障がい者とは>

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。社会的障壁とは、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

（障害者基本法（昭和45年法律第84号））

1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体障がい者、知的障がい者や精神障がい者の福祉を増進する各種の福祉措置が講じられています。それらのサービスが受けやすいように本人又は保護者の申請により手帳が交付されます。

(1) 身体障害者手帳

肢体不自由、視覚、聴覚又は平衡機能、音声、言語又はそしゃく機能、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、HIV感染による免疫機能障がいで、障がいの程度により1級～6級までの手帳が交付されます。

手帳所持者の推移

(各年度4月1日現在)

①障がい別

() 内は18歳未満の手帳所持者数・内数

総数 (人)						
種別 年度	肢体	視覚	聴 覚 平衡機能	音声・言語 そしゃく	内部	合計
30	1,215 (38)	125 (4)	292 (14)	21 (0)	728 (13)	2,381 (69)
元	1,213 (40)	121 (3)	292 (16)	23 (0)	736 (12)	2,385 (71)
2	1,185 (40)	116 (4)	280 (16)	28 (0)	785 (13)	2,394 (73)
3	1,165 (46)	118 (3)	276 (13)	29 (1)	777 (9)	2,365 (72)
4	1,139 (46)	112 (4)	284 (11)	29 (1)	778 (9)	2,342 (71)

②等級別

() 内は18歳未満の手帳所持者数・内数

総数 (人)							
等級 年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
30	642 (30)	378 (8)	503 (18)	548 (5)	132 (2)	178 (6)	2,381 (69)
元	645 (30)	382 (11)	476 (19)	562 (3)	133 (1)	187 (7)	2,385 (71)
2	656 (32)	354 (12)	503 (18)	558 (3)	136 (1)	187 (7)	2,394 (73)
3	661 (33)	356 (13)	483 (17)	565 (3)	127 (1)	173 (5)	2,365 (72)
4	666 (31)	359 (14)	472 (13)	542 (5)	125 (3)	178 (5)	2,342 (71)

(2) 療育手帳

知的障がいの程度により、重度 (A) 中度 (B) 軽度 (C) の手帳が交付されます。

手帳所持者の推移

(各年度4月1日現在)

区分 年度	総数 (人)				(内) 18歳未満 (人)			
	A	B	C	計	A	B	C	計
30	216	164	239	619	62	43	91	196
元	218	176	250	644	59	51	97	207
2	224	187	272	683	68	57	109	234
3	238	186	290	714	80	55	119	254
4	251	195	300	746	85	59	131	275

A : IQ35 以下 B : IQ36～50 C : IQ51～75

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい の程度により 1 級～ 3 級までの手帳が交付されます。
手帳の所持者数 (各年度 4 月 1 日現在)

区分 年度	総数 (人)			計
	1 級	2 級	3 級	
3 0	81	438	184	703
元	80	453	205	738
2	94	472	226	792
3	96	502	241	839
4	108	537	251	896

(4) 自立支援医療受給者証 (精神通院) の交付

精神疾患に係る通院医療費の一部を公費で負担する制度です。
受給者証交付件数 (各年度 4 月 1 日現在)

年度	3 0	元	2	3	4
交付数 (件)	1, 226	1, 332	1, 382	1, 564	1, 554
うち新規交付数 (件)	186	205	184	185	266

※平成 1 8 年度からは障害者自立支援法による自立支援医療として、受給者証 (精神通院) 交付件数を計上 平成 1 8 年度より障害者自立支援法に移行

2 障害福祉サービス

障害者総合支援法の施行及び児童福祉法の改正に伴い、障がい者 (身体障がい・知的障がい・精神障がい)・障がい児に対して福祉サービスを受けるために係る費用を支援するものです。市は、申請者の希望や障害支援区分等に基づきサービスの内容と量を決定し、受給者証を交付します。

(1) 訪問系サービス (利用者実人数)

(各年度 3 月末現在)

区分 年度	居宅介護 (人)	行動援護 (人)	重度訪問 介護 (人)	同行援護 (人)	重度包括 支援 (人)
2 9	123	19	6	5	0
3 0	114	20	6	11	0
元	96	13	7	6	0
2	88	11	6	7	0
3	86	12	7	6	0

(2) 日中系サービス (利用者実人数)

(各年度 3 月末現在)

区分 年度	生活介護 (人)	療養介護 (人)	就労継続 支援 (A・B) (人)	就労移行 支援 (人)	就労定着 支援 (人)
2 9	144	4	169	30	—
3 0	150	4	171	22	16
元	148	4	157	19	9
2	152	4	161	20	9
3	154	4	166	17	9

※就労定着支援は平成 3 0 年 4 月に創設

(3) 居住系サービス (利用者実人数) (各年度3月末現在)

区分 年度	共同生活援助 (グループホーム) (人)	施設入所 支援 (人)	短期入所 (人)
29	65	21	11
30	61	21	18
元	65	20	12
2	65	20	13
3	78	22	13

(4) 児童通所系サービス (利用者実人数) (各年度3月末現在)

区分 年度	児童発達支援 (人)	放課後等デイサ ービス (人)	保育所等訪問支 援 (人)
29	63	113	21
30	80	142	21
元	81	171	28
2	87	183	30
3	91	224	35

3 在宅福祉

(1) 補装具の交付、修理

身体障害者手帳を所持している人が、日常生活や仕事を行う上で、その障がいを補完・代替するために必要な福祉用具（補装具）の交付・修理を行います。

○補装具の種類 義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、眼鏡、義眼、補聴器、車いす等

交付・修理件数

(各年度3月末現在)

区分 年度	義肢 (件)	装具 (件)	眼鏡 (件)	補聴器 (件)	車イス (件)	その他 (件)	計 (件)
29	4 (0)	20 (6)	2 (0)	47 (11)	22 (9)	18 (9)	113 (35)
30	7 (2)	21 (11)	3 (0)	55 (7)	26 (8)	17 (10)	129 (38)
元	3 (1)	18 (5)	4 (0)	40 (11)	21 (9)	18 (7)	104 (33)
2	10 (0)	17 (5)	5 (1)	64 (22)	19 (11)	35 (19)	150 (58)
3	14 (2)	18 (5)	1 (0)	49 (13)	37 (16)	36 (28)	155 (64)

() 内は障がい児の内数

(2) 軽度・中等度難聴児支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児を対象として、児童の発達を支援するために補聴器の購入、修理の費用の一部を助成します。

交付・修理件数 (各年度3月末現在)

区分 年度	購入 (件)	修理 (件)	計 (件)
30	6	1	7
元	7	3	10
2	2	4	6
3	6	3	9

(3) 地域生活支援事業

平成18年10月より、国の事業として行っていた移動支援や日帰りの短期入所（日中一時支援に名称変更）、日常生活用具給付事業等が市の事業となりました。利用者が福祉サービスを受けるために係る費用を支援します。

① 移動支援

障がいのある方で移動が困難な方に対して、社会参加の一環として外出時の支援を行います。

(通勤・通学等長期的な支援及び通院時の支援は対象外)

実利用者数 (各年度2月末までの利用者)

障がい 種別 年度	身体障がい (人)	知的障がい (人)	精神障がい (人)	児童 (人)	計 (人)
29	25	103	6	34	168
30	22	104	10	26	162
元	19	112	10	33	174
2	16	91	10	19	136
3	16	86	7	21	130

② 日中一時支援

日中の居場所の提供や家族の介護負担の軽減を目的に日帰りでの支援を行います。

実利用者数 (各年度2月末までの利用者)

障がい 種別 年度	身体障がい (人)	知的障がい (人)	精神障がい (人)	児童 (人)	計 (人)
29	1	17	0	27	45
30	0	17	0	23	40
元	0	17	1	25	43
2	0	11	1	21	33
3	0	9	0	25	34

③ 相談支援事業

障がい（児）者の方々の方々の生活や福祉サービスの利用、権利擁護等に関する相談に応じます。

市内2か所の障がい者相談支援センター、発達支援センターおひさま及び市内4か所の通所施設で対応していましたが、平成23年度からふれ愛サポートセンタースピカ内の障がい者相談支援センター及び市内4か所の通所施設で、平成28年度からは、ふれ愛サポートセンタースピカ内の障がい者相談支援センターのみで行っています。

相談件数（延べ件数）

（各年度3月末現在）

年度	29	30	元	2	3
相談件数（件）	7,195	8,135	8,366	10,808	13,721

④ 日常生活用具の給付

在宅の障がい児・者が自分の力で日常生活を営めるよう、生活用具を支給します。

日常生活用具の主な種類

介護・訓練支援用具：特殊寝台・特殊マット・入浴担架等

自立生活支援用具：自動消火器・聴覚障がい者用屋内信号装置・頭部保護帽等

在宅療養等支援用具：透析液加温器・電気式たん吸引器・ネブライザー等

情報・意思疎通支援用具：視覚障がい者用拡大読書器・聴覚障がい者用通信装置・点字器等

排泄管理支援用具：ストマ用装具・紙おむつ・収尿器等

各品目の給付件数

（各年度3月末現在）

品目	年度	29	30	元	2	3
介護・訓練支援用具（件）		9 (0)	4 (3)	6 (2)	4 (0)	9 (2)
自立生活支援用具（件）		12 (3)	8 (2)	3 (2)	14 (5)	13 (5)
在宅療養等支援用具（件）		22 (5)	17 (3)	9 (2)	18 (5)	15 (3)
情報・意思疎通支援用具（件）		8 (1)	8 (3)	8 (0)	9 (1)	6 (1)
排泄管理支援用具（件）		1,331 (159)	1,402 (144)	1,477 (152)	1,450 (136)	1,461 (165)
合計		1,382 (168)	1,439 (155)	1,503 (158)	1,495 (147)	1,504 (176)

※（ ）内は障がい児の内数

⑤ コミュニケーション支援事業

手話又は要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚・音声言語機能障がい者に対して、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。

手話通訳者・要約筆記者の派遣件数

（各年度3月末現在）

年度	29	30	元	2	3
手話通訳者（件）	47	68	60	42	59
要約筆記者（件）	5	4	3	2	9

⑥ 訪問入浴サービス事業

家庭において長期にわたって入浴できない重度の身体障がい者の家庭を訪問し、入浴サービスを提供します。

利用状況

（各年度3月末現在）

年度	29	30	元	2	3
利用者数（人）	6	7	9	10	7
利用回数（回）	324	582	628	495	471

⑦ 身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体障がい者が自立した生活や社会活動への参加あるいは就労等に伴い自動車を改造する場合に、これに要した費用の一部を助成します。

助成状況

（各年度3月末現在）

年度	29	30	元	2	3
助成件数（件）	1	3	0	1	1

⑧ 身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が自立した生活や社会活動への参加あるいは就労等に伴い免許を取得した場合に、これに要した費用の一部を助成します。

助成状況 (各年度3月末現在)

年度	29	30	元	2	3
助成件数(件)	1	4	0	1	4

(4) 理美容サービス

重度の障がい者の家庭に年6回理美容業者が出向き、理髪サービスを行うとともに介護者に調髪技術の指導をします。

利用状況 (各年度3月末現在)

年度	29	30	元	2	3
利用者数(人)	20	24	21	14	12

(5) 寝具のクリーニング

家庭にいる重度の心身障がい者(児)に対し、健全で安らかな生活を営んでもらうため毎月寝具のクリーニング・乾燥を行っています。

利用状況 (各年度3月末現在)

年度	29	30	元	2	3
利用者数(人)	2	1	0	0	0

(6) 声の広報の貸出し

大府市社会福祉協議会から視覚障がい者を対象に月2回、ボランティアを通して「広報おおぶ」をCDに吹き込み、郵送しています。

(7) 視覚障がい者用CDの無料配送

大府市社会福祉協議会から視覚障がい者を対象に月2回、ボランティアを通して新聞の家庭欄の話題をCDに吹き込み、郵送しています。

(8) 住宅改善事業の助成

在宅の重度障がい者の住宅を改善する経費を助成しています。

助成件数 (各年度3月末現在)

年度	29	30	元	2	3
件数(件)	0	0	0	0	3

(9) 福祉タクシー料金助成

重度の障がいをもつ人の社会参加を促進するために、タクシーの初乗料金の助成をしています。

福祉タクシー 利用者数 (各年度3月末現在)

年度	29	30	元	2	3
交付者数(人)	120	127	128	92	122
利用件数(件)	1,243	1,124	1,190	877	869

リフト付き福祉タクシー 利用者数

(各年度3月末現在)

年度	29	30	元	2	3
交付者数(人)	5	10	12	5	9
利用件数(件)	45	32	33	38	50

(10) 自立支援医療（更生医療）

身体の障がいをもつ人が、その障がいの軽減・除去に必要な医療を指定医療機関で行った時に、かかる医療費の一部を公費で負担しています。給付の対象は、腎臓機能障がいの血液透析、心臓機能障がい、肢体不自由の手術・治療等となっています。

受給者数 (各年度3月末現在)

年度	29	30	元	2	3
人数(人)	139	156	167	162	143

※平成18年4月より、障害者自立支援法による自立支援医療（更生医療）として実施

(11) 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の人の障がいを未然に防ぐため、その症状の軽減・除去に必要な医療を指定医療機関で行った時に、かかる医療費の一部を公費で負担しています。給付の対象は、心臓機能障がい、肢体不自由の手術・治療、口唇口蓋列の歯科矯正治療等となっています。

受給者数 (各年度3月末現在)

年度	29	30	元	2	3
人数(人)	30	20	18	26	18

※平成25年4月より、愛知県からの権限移譲により実施

4 手当の支給等

心身に障がいがある人の生活安定の一助となるよう手当を支給しています。

(1) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

在宅の重度障がい者で著しい障がいのために特別な介護を常時必要とする人に支給しています。

支給者数 (各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
人数(人)	92	95	92	99	102

(2) 在宅重度障害者手当

在宅の重度障がい者で常時介護を必要とする身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A判定をはじめとする重度の障がいをもつ人に支給しています。

支給者数 (各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
人数(人)	690	693	687	678	689

(3) 心身障がい者扶助料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人又は介護保険の要介護認定で要介護4、5に認定された人に支給しています。

支給者数 (各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
人数(人)	3,443	3,462	3,612	3,696	3,675

(4) 特定疾病り患者扶助料

特定疾患医療給付受給者票の交付を受けている人、小児慢性特定疾患医療券の交付を受け医療費の給付を受けている人等に支給しています。

支給者数 (各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
人数(人)	216	261	246	260	263

(5) 特別児童扶養手当

重度または中度の心身障がい児（20歳未満）を監護養育している人に支給しています。

支給状況

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
受給者数(人)	127	129	140	149	162

5 発達支援センター

(1) おひさま(旧大府学園)

障がいや発達の弱さを持つ幼児に、日々療育をするなかで身辺自立やことばなど発達の弱さを是正する働きかけを繰り返し、子どもの成長につなげています。

早期発見、早期治療の役割を担う施設として、児童発達支援事業、早期療育事業、相談支援事業、保育所等訪問支援事業を実施し、子どもの障がいや子どもへの接し方を学習できる工夫をしています。

児童発達支援

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
1日定員(人)	30	30	30	30	30

(2) ののり

身体に不自由がある幼児や心身の発達が気になる幼児に対して身体機能の向上を目指して機能訓練や発達課題への取組を行います。

児童発達支援事業、相談支援事業、保育所等訪問支援事業を実施し、子どもの障がいや子どもへの接し方を学習できる工夫をしています。

児童発達支援

(各年度4月1日現在)

年度	30	元	2	3	4
1日定員(人)	12	12	12	12	12

6 障がい者虐待防止事業

障害者虐待防止法の施行に伴い、平成24年10月から大府市ふれ愛サポートセンターに大府市高齢者・障がい者虐待防止センターを設置し、事業を実施しています。

障がい者の虐待に関する通報、届出、相談に対応しています。また、虐待防止のための啓発活動を実施しています。

(各年度3月末現在)

年度	29	30	元	2	3
虐待対応件数(件)	9	9	12	11	13
相談件数(件)	10	9	10	13	14

※年度内新規分のみ計上(継続分は除く。)